

米沢市議会傍聴規則

昭和 50 年 3 月 25 日 議会規則第 3 号

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 130 条第 3 項の規定に基づき、傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第 2 条 会議を傍聴しようとする者は、住所及び氏名を傍聴人受付票に記入しなければならない。

2 会議を傍聴しようとする者が、団体である場合においては、代表者又は責任者が、その団体の名称、人員、自己の住所及び氏名を傍聴人受付票に記入しなければならない。

3 報道関係者は、前 2 項の規定にかかわらず、職員に報道関係の者であることを申し出れば、傍聴することができる。

(傍聴人の制限)

第 3 条 傍聴人が多数あるときは、その人員を制限することができる。

(議場への入場禁止)

第 4 条 傍聴人は、議場に入ることはできない。

(傍聴席に入ることができない者)

第 5 条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 銃器その他危険な物を持つている者

(2) ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者

(3) 酒気を帯びていると認められる者

(4) その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

2 議長は、必要と認めるときは、会議を傍聴しようとする者に対し、職員をして、前項第 1 号及び第 2 号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 議長は、前項の規定による質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第 6 条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 静粛にすること。
- (2) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。
- (3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) その他議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。

(写真の撮影、録音、録画、放送等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真の撮影、録音、録画、放送等をしてはならない。ただし、とくに議長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、秘密会を開く議決があつたときは、直ちに退場しなければならない。

(職員の指示)

第9条 傍聴人は、全て職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この規則は、昭和50年5月1日から施行する。

附 則 (昭和57年7月20日議会規則2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成3年6月18日議会規則2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年9月3日議会規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和8年3月30日議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。